

議案第 54 号

議決第 号

始良市水道事業等の設置等に関する条例の一部を改正する条例の件

始良市水道事業等の設置等に関する条例の一部を改正したい。よって、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和 4 年 8 月 31 日提出

始良市長 湯元 敏浩

始良市水道事業等の設置等に関する条例の一部を改正する条例

始良市水道事業等の設置等に関する条例（平成 22 年始良市条例第 221 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 項第 1 号に次のように加える。

オ 南錦江団地処理施設

- (ア) 処理施設の位置 西餅田3441番地12
- (イ) 処理区域 西餅田の一部（南錦江団地）
- (ウ) 計画処理人口 522人
- (エ) 1日最大計画処理能力 170立方メートル

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。